

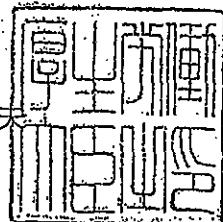
厚生労働省発食安0207第1号

平成23年2月7日

薬事・食品衛生審議会

会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1. 既存添加物2品目（N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）の成分規格の削除について
2. 既存添加物3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）の製造基準からの削除について

平成23年2月15日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会
分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
添加物部会長 若林 敬二

食品添加物の指定等に関する薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会添加物部会報告について

平成23年2月7日付け厚生労働省発食安0207第1号をもって厚生労働大臣から諮問された、下記の事項について、当部会において審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

記

1. 既存添加物2品目（N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）の成分規格の削除について
2. 既存添加物3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）の製造基準からの削除について

消除予定添加物名簿に関する部会報告書

1. 概要

平成 22 年 5 月 18 日に公示した「消除予定添加物名簿」(80 品目)に対して提出された訂正申出書を精査したところ、25 品目（別添 1）について、その申出に理由が認められたことから、当該 25 品目を「消除予定添加物名簿」から消除し、残りの 55 品目（別添 2）を「既存添加物名簿」から消除することとした。

なお、この消除予定添加物名簿の作成に伴い、消除対象となった添加物のうち、「食品、添加物等の規格基準」において成分規格が定められている添加物及び製造基準が定められている添加物について、当該規格又は基準を削除する必要が生じたことから、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項に基づき、薬事・食品衛生審議会に諮問を行った。

2. 規格基準の削除を伴う消除予定既存添加物

○成分規格の削除

N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂

○製造基準の削除

ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物

3. 審議結果

消除予定添加物名簿に残った 55 品目の既存添加物については、使用実態がないと考えられることから、既存添加物名簿から消除して差し支えない。なお、消除に伴い、成分規格が定められている 2 品目及び製造基準が定められている 3 品目について、「食品、添加物等の規格基準」から削除することが適当である。

(別添 1) 消除予定添加物名簿からの削除の申出があった品目のうち、添加物としての使用が確認された品目 (25 品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	021	アラビノガラクタン	
2	070	カテキン	
3	100	キハダ抽出物	
4	113	グッタハンカン	
5	136	ゲンチアナ抽出物	
6	160	ゴム分解樹脂	
7	162	コメヌカ酵素分解物	
8	166	サトウキビロウ	
9	185	ジャマイカカツシア抽出物	
10	187	焼成カルシウム	消除予定添加物はうに 殻由来のみ
11	212	ソルバ	
12	213	ソルビンハ	
13	233	チルテ	
14	235	ツヌー	
15	238	低分子ゴム	
16	248	動物性ステロール	
17	269	ニガーグッタ	
18	270	ニガヨモギ抽出物	
19	338	ベネズエラチクル	
20	359	マッサランドバチョコレート	
21	360	マッサランドババラタ	
22	405	リンターセルロース	
23	410	レッチュデバカ	
24	411	レバン	
25	416	ロシディンハ	

(別添2) 既存添加物名簿から消除する品目(55品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	011	N-アセチルグルコサミン	
2	023	アルカネット色素	
3	028	アロエベラ抽出物	
4	037	イモカロテン	
5	044	エゴノキ抽出物	
6	046	エラグ酸	
7	049	オキアミ色素	
8	052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
9	054	オリゴグルコサミン	
10	061	カカオ炭末色素	
11	065	ガストリックムチン	
12	072	カニ色素	
13	094	キダチアロエ抽出物	
14	116	グリーンタフ	
15	133	クワ抽出物	
16	140	酵素処理カンゾウ	
17	141	酵素処理チャ抽出物	
18	147	酵素分解ハトムギ抽出物	
19	155	コーパル樹脂	
20	156	コバルト	
21	165	ササ色素	
22	171	サンダラック樹脂	
23	180	シコン色素	
24	193	スクレロガム	
25	197	スフィンゴ脂質	消除予定添加物はウシの脳由来のみ
26	203	セサモリン	
27	205	セスバニアガム	
28	214	L-ソルボース	
29	226	タンニン(抽出物)	消除予定添加物はクリの渋皮及びタマリンドの種皮由来のみ
30	227	ダンマル樹脂	
31	231	チャ種子サポニン	
32	244	電気石	

3 3	249	ドクダミ抽出物
3 4	258	トリアシルグリセロールリパーゼ
3 5	268	ニガキ抽出物
3 6	271	ニストース
3 7	273	ニュウコウ
3 8	275	ニンニク抽出物
3 9	281	パフィア抽出物
4 0	288	ヒキオコシ抽出物
4 1	295	ヒメマツタケ抽出物
4 2	296	ピメンタ抽出物
4 3	331	ヘスペレチン
4 4	335	ベニノキ末色素
4 5	339	ペパー抽出物
4 6	348	ホウセンカ抽出物
4 7	349	ホコッシ抽出物
4 8	372	メチルチオアデノシン
4 9	377	モウソウチク炭抽出物
5 0	385	モリン
5 1	386	モンタンロウ
5 2	388	油煙色素
5 3	389	ユーカリ葉抽出物
5 4	412	レモン果皮抽出物
5 5	419	ワサビ抽出物



印刷局・独立行政法人国立印刷局

告示

四 次

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省

〔皇室事項〕

〔官邸報告〕

官房事項

紛失された外交官等身分証明票の無効について (外務省)

国家試験

平成二十一年建築基準適合判定資格者検定の施行について (国土交通省)

件 (同) [五〇] 淡水資源・自然保護計画のための贈与に関する件

件 (同) [五二] 日本国政府とモンゴル国との間の書簡の交換に関する件

件 (同) [五三] 日本国政府とネバール連邦民主共和国との間の書簡の交換に関する件

件 (同) [五四] ギニアアビサガ共和国における「ガブ環境整備計画」のための贈与に関する件

○消除予定添加物名簿を作成する件
(厚生労働二五)

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責

特別清算、会社更生、再生関係

教育職員免許状失効関係

会社その他

地方公共団体

実施規則

八

告示

○総務省告示第百九十三号

○住宅表示に関する法律(昭和三十七年法律第二十九号)に基づき、次のとおり住宅表示が実施された。

平成二十一年五月十八日

総務大臣 原口一博

平成二十一年四月一日

愛知県浦部市

実施区域

佐伯区

〔公 告〕

〔資 料〕

〔閣議決定等事項〕

〔公 告〕

〔諸 事 項〕

〔司法警察処分、特定地域整備事業、農用地整備事業の工事完了関係〕

- 外務省告示第二百五十一号
平成二十一年五月四日以後にウランバートルで、淡水資源・自然保護計画のための贈与に関する次の概要の書面の交換がモンゴル国政府との間に行われた。
1. 援助の目的及び内容 淡水资源・自然保護計画を実施するために必要な生産物及び服務の購入
2. 贈与の限度額 七億五千六百万円
3. 贈与の供与期限 平成二十五年十月三十一日
4. 署名者 日本国側 城所卓雄在モンゴル大使
モンゴル側 ゴンボジャブ・サンダンシャタル
外交・貿易大臣
平成二十一年五月十八日 外務大臣 岡田 克也
- 外務省告示第二百五十二号
平成二十一年五月四日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書面の交換がモンゴル国政府との間に行われた。
1. 援助の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するため必要な役務の贈与
2. 贈与の限度額 一億四千七百万円
3. 贈与の供与期限 平成十七年十二月三十一日まで
4. 署名者 日本国側 城所卓雄在モンゴル大使
モンゴル側 ゴンボジャブ・サンダンシャタル
外交・貿易大臣 岡田 克也
平成二十一年五月十八日 外務大臣 岡田 克也
- 外務省告示第二百五十三号
平成二十一年五月四日以後に外交・貿易大臣在モンゴル大使
外交・貿易大臣 岡田 克也
- 外務省告示第二百五十四号
平成二十一年五月十八日 外務大臣 岡田 克也

○厚生労働省告示第一百十五号
食品衛生法及び米糀改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第二百一号)附則第二条の三第一項に規定する消除予定添加物名簿を作成したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年五月十八日

厚生労働大臣 長妻 昭

- 消除予定添加物名簿
食品衛生法及び米糀改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第二百一号)附則第二条の三第一項の規定に基づき、本告示の公布の日から一年以内に既存添加物名簿(平成八年厚生省告示第二百一十号)からの消前を予定している添加物の名称は、次のとおりである。
- 一 ナイアセチルグルコサミン
二 アラビノガラクタノ
三 アルカネット色素(アルカネットの根から得られた、アルカニンを主成分とするものをいいう)
四 アロエベラ抽出物(アロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいいう)
五 イモカロテノ(カロテノイドの塊根から得られた、カロテノイドを主成分とするものをいいう)
六 エゴノキ抽出物(アンソクコウノキの分泌液から得られた、安息香酸を主成分とするものをいいう)
七 エラダ酸
八 オキアミ色素(オキアミの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいいう)
九 オリゴーネーゼチルグルコサミン
十 オリゴグルコサミン
十一 カカオ炭末色素(カカオの種子の被覆物から得られた、炭素を主成分とするものをいいう)
十二 ガストリックムチン(ほ乳類の胃粘膜から得られた、ムコ多糖類を主成分とするものをいいう)
十三 カテキン
十四 カニ色素(アメリカザリガニの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいいう)
十五 キダチアロエ抽出物(キダチアロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいいう)
十六 キハダ抽出物(キハダの皮から得られた、ムコ多糖類を主成分とするものをいいう)
十七 ゴメヌカ酵素分解物(脱脂米ぬかから得られた、フィチン酸及びペプチドを主成分とするものをいいう)
十八 サザ色素(サザの葉から得られた、クロロフィルを主成分とするものをいいう)
十九 サトウキビロウ(サトウキビの莖から得られた、パルミチン酸ミリシルを主成分とするものをいいう)
二十 サンダラック樹脂(サンダラックの分泌液から得られた、サンダラコピマール酸を主成分とするものをいいう)
二十一 シロン色素(ムラサキの根から得られた、シロニンを主成分とするものをいいう)
二十二 ジャマイカカツシア抽出物(ジャマイカカツシアの幹枝又は樹皮から得られた、クアシン及びネオカクアシンを主成分とするものをいいう)

- 二十三 グッタハンカン(グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリソブレンを主成分とするものをいいう)
二十四 クロシードを主成分とするものをいいう
二十五 クワ抽出物(クワの根茎の皮から得られた、スチルベン誘導体及びフーラボノイドを主成分とするものをいいう)
二十六 ガンチャナ抽出物(ガンチャナの根又は根茎から得られた、アマロゲンチン及びケンシオソブレンを主成分とするものをいいう)
二十七 グリーンタフ
二十八 グリーンタフ
二十九 クワ抽出物(クワの根茎の皮から得られた、アマロゲンチン及びケンシオソブレンを主成分とするものをいいう)
三十 クワ抽出物(クワの根茎の皮から得られた、アマロゲンチン及びケンシオソブレンを主成分とするものをいいう)
三十一 クワ抽出物(クワの根茎の皮から得られた、アマロゲンチン及びケンシオソブレンを主成分とするものをいいう)
三十二 ジャマイカカツシア抽出物(ジャマイカカツシアの幹枝又は樹皮から得られた、クアシン及びネオカクアシンを主成分とするものをいいう)
三十三 カルシウム化合物を主成分とするものをいいう
三十四 スクレロガム(スクレロチウムの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいいう)
三十五 スフィンゴ脂質(ワシの脳から得られた、スフィンゴシン誘導体を主成分とするものに限る)
三十六 セサモリシン
三十七 セスピニアガム(シロゴヂョウの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいいう)
三十八 ソルバ(ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリソブレンを主成分とするものをいいう)
三十九 ソルビン(ソルビンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリソブレンを主成分とするものをいいう)
四十 ソルビン
四十一 タンニン(抽出物)(タリの皮又はタマリンドの種皮から得られた、タンニン及びタンニン酸を主成分とするものに限る)
四十二 タンマル樹脂(タンマルの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいいう)
四十三 チヤ種子サボニン(チヤの種子から得られた、サボニンを主成分とするものをいいう)
四十四 チルテ(チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリソブレンを主成分とするものをいいう)
四十五 ツヌー(ツヌーの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリソブレンを主成分とするものをいいう)
四十六 低分子ゴム(バラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリソブレンを主成分とするものをいいう)
四十七 電気石

四十八、動物性ステロール(魚油又はラノリン(ビンジの毛に付着するる様物質から得られた、高級アルコールとビドロキシ酸のエステルを主成分とするもの)をいう。)から得られた、コステロールを主成分とするもの(いう。)

四十九、ドクダミ抽出物(ドクダミの葉から得られた、インクエルシトリンを主成分とするもの)をいう。)

五十、トリアルギリセロールリバーゼ

五十一、ニガキ抽出物(ニガキの幹枝又は樹皮から得られた、クアシンを主成分とするもの)をいう。)

五十二、ニガーダツタ(ニガーダツタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするものをいう。)

五十三、二方ヨモギ抽出物(二方ヨモギの全草から得られた、セスキテルベンを主成分とするもの)をいう。)

五十四、ニストース

五十五、ニユウコウ(ニユウコウの分泌液から得られた、ヨーボスウェリ酸及びヨーボスウェリン酸を主成分とするもの)をいう。)

五十六、ニンニク抽出物(ニンニクのりん茎から得られた、アリルスルフィドを主成分とするもの)をいう。)

五十七、パフィア抽出物(パフィアの根から得られた、エクシステロイド及びサボニンを主成分とするものをいう。)

五十八、ヒキオコシ抽出物(ヒキオコシの茎又は葉から得られた、エンメイシンを主成分とするもの)をいう。)

五十九、ヒメマツタケ抽出物(ヒメマツタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものの)をいう。)

六十、ビメンタ抽出物(ビメンタの果実から得られた、オイゲノール及びチモールを主成分とするものをいう。)

六十一、ベスペレチン

六十二、ベニズキ未色素(ベニズキの種子から得られた、ノルピキンシン及びピキンシンを主成分とするもの)をいう。)

六十三、ベネズエラチカル(ベネズエラチカルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするもの)をいう。)

六十四、ペパー抽出物(コショウの果実から得られた、フェルペリン類を主成分とするもの)をい

う。)

六十五、ホウゼンガ抽出物(ホウゼンガの全草から抽出して得られたもの)をいう。)

六十六、ホコシン抽出物(ホコシンの種子から得られた、バクチオールを主成分とするもの)をいう。)

六十七、マッサランバチヨコレート(マッサランドバチヨコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするもの)をいう。)

六十八、マッサランババラ(マッサランドババラの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするもの)をいう。)

六十九、メチルチオアデノシン(サツカロミセスから得られた、五一デヒドロキシ一五一メチルチオアデノシンを主成分とするもの)をいう。)

七十、モウソウチク炭抽出物(モウソウチクの茎の炭化物から抽出して得られたもの)をいう。)

七十一、モリン

七十二、モンタンロウ(褐炭又はリグナイトから得られた、脂肪酸とトロコシルトリアコンタニルアルゴール又は脂肪酸とヘキサコシルトリアコンタニルアルコールのエステルを主成分とするものをいう。)

七十三、油煙色素(植物性油脂を燃焼して得られた炭素を主成分とするもの)をいう。)

七十四、ヨーカリ葉抽出物(ヨーカリの葉から得られた、ヨーカリケトンを主成分とするもの)をいう。)

七十五、リントセルロース(ワタの单手から得られた、セルロースを主成分とするもの)をいう。)

七十六、レツチュテバカ(レツチュテバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするもの)をいう。)

七十七、レバン(枯草菌の培養液から得られた多糖類を主成分とするもの)をいう。)

七十八、レモン果皮抽出物(レモンの果皮から得られた、ガラニオール及びシトラールを主成分とするもの)をいう。)

七十九、ロシティン(ロシティンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするもの)をいう。)

八十、ワサビ抽出物(ワサビの根茎又は葉から得られた、インチオシアナートを主成分とするもの)をいう。)

六十五、ホウゼンガ抽出物(ホウゼンガの全草から抽出して得られたもの)をいう。)

六十六、ホコシン抽出物(ホコシンの種子から得られた、バクチオールを主成分とするもの)をいう。)

六十七、マッサランバチヨコレート(マッサランドバチヨコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするもの)をいう。)

六十八、マッサランババラ(マッサランドババラの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするもの)をいう。)

六十九、メチルチオアデノシン(サツカロミセスから得られた、五一デヒドロキシ一五一メチルチオアデノシンを主成分とするもの)をいう。)

七十、モウソウチク炭抽出物(モウソウチクの茎の炭化物から抽出して得られたもの)をいう。)

七十一、モリン

七十二、モンタンロウ(褐炭又はリグナイトから得られた、脂肪酸とトロコシルトリアコンタニルアルゴール又は脂肪酸とヘキサコシルトリアコンタニルアルコールのエステルを主成分とするものをいう。)

七十三、油煙色素(植物性油脂を燃焼して得られた炭素を主成分とするもの)をいう。)

七十四、ヨーカリ葉抽出物(ヨーカリの葉から得られた、ヨーカリケトンを主成分とするもの)をいう。)

七十五、リントセルロース(ワタの单手から得られた、セルロースを主成分とするもの)をいう。)

七十六、レツチュテバカ(レツチュテバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするもの)をいう。)

七十七、レバン(枯草菌の培養液から得られた多糖類を主成分とするもの)をいう。)

七十八、レモン果皮抽出物(レモンの果皮から得られた、ガラニオール及びシトラールを主成分とするもの)をいう。)

○特許庁告示第三回

工業所有権に関する手続等の特別に関する法律(平成二年法律第二十号)第三十六条の規定に基づき登録調査機関として登録した一般財团法人工業所有権協力センターから、調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年五月十八日

特許庁長官 細野 哲弘

登録番号 登録調査機関の名称

変更後の事務所の所在地

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の事務所の所在地
第一(一)号	一般財團法人 工業所有権協力センター	本部 東京都江東区木場一丁目2番15号 登録番号 深川キャザリア ウエスト3棟 熊谷オフィス 埼玉県熊谷市筑波一丁目26番1号 サンハイツ大和第二ビル

○防衛省告示第九十七号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年五月十八日

日時 平成二十一年六月一日から平成二十一年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域 琉球島東方の次の(ア)から(丁)までの四地点を順次結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯二度五分一五秒 東經一百五度五分一五秒
(イ) 北緯二度五分一五秒 東經一百五度五分一五秒
(ウ) 北緯二度五分一五秒 東經一百五度五分一五秒
(エ) 北緯二度五分一五秒 東經一百五度五分一五秒

届出があつたので、同条第三項の規定により、公示する。

登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があつたので、同条第三項の規定により、公示する。

登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

二、登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財團法人愛知県建築住宅センター

三、役員の氏名の変更

平成二十一年四月一日

変更前 野田 泰弘 林 寛

変更後 越智 浩 势力 常史

四、評議員の氏名の変更

平成二十一年四月一日

変更前 藤原 地道

変更後 兼氏 康博

五、評議員の業務を行なう部門の専任の管理者の氏名の変更

平成二十一年四月一日

変更前 藤原 地道

変更後 兼氏 康博

六、実施艦は、実施艦「B」旗を掲揚する。

七、前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

八、中部地方整備局告示第七十九号
住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第十條第一項の規定により、

○中華人民共和国の法律による規制の適用範囲は、本告示の規制範囲と同一である。

一年法律第八十一号)第十條第一項の規定により、

